

【3-12】

湾・灘の区分	紀伊水道、播磨灘、大阪湾
取組の名称	海岸漂着物等対策推進事業
事業期間及び事業費	事業期間：平成21年度～継続中 事業費：台風等大雨出水によって、大きく変動する
事業体制	<p>【回収・処理】</p> <p>事業実施主体：海岸管理者等 (兵庫県港湾課、漁港課、農村環境室、神戸市、洲本市、他)</p> <p>【普及啓発】</p> <p>事業実施主体：兵庫県環境整備課</p>
事業の背景・目的	「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に基づき、海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物等の円滑な処理及び発生の抑制を図る。
事業場所の詳細	<p>【回収・処理】兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画(以下、兵庫県地域計画)に定める重点区域(下図参照)</p> <p>【普及啓発】兵庫県内全域</p> <div style="text-align: center;"> <p>瀬戸内海沿岸</p> <p>2 東播磨港海岸(高砂海浜公園)</p> <p>2 神戸港海岸(須磨海岸)</p> <p>1 尼崎西宮芦屋港海岸(甲子園浜)</p> <p>6 立舞海岸</p> <p>4 飯屋漁港海岸</p> <p>33 湊津井海岸</p> <p>24 吹上海岸～福良港海岸</p> <p>17 由良港海岸(成ヶ島の清掃状況)</p> <p>出典：兵庫県資料</p> <p>図 兵庫県地域計画に定める重点区域(瀬戸内海沿岸)</p> </div>
事業内容	<p>【回収・処理】</p> <p>海岸管理者等が重点区域に漂着した海岸漂着物等の回収・処理を実施</p> <p>【普及啓発】</p> <p>発生抑制に向けた普及啓発のため、委託事業者が、市町や各種団体等によるクリーンアップひょうごキャンペーン期間中の実施計画・及び報告を取りまとめ、県に報告</p>

<p>モニタリング方法(効果・影響の確認方法)</p>	<p>【回収・処理】 [調査項目] 回収された海岸漂着物等の量及び、自然物・人工物の別 [実施場所] 海岸管理者等が事業実施する重点区域 [実施箇所数] 年度によって異なる。 [モニタリング方法] 事業実施主体(海岸管理者等)からの報告</p> <p>【普及啓発】 [調査項目] ボランティアで回収された海岸漂着物の量並びに参加者 [実施場所] 県内全域 [実施箇所数] 年度によって異なる。 [モニタリング方法] クリーンアップひょうごキャンペーン実施主体からの報告</p>
<p>取組による効果・影響及びその判断基準等</p>	<p>【回収・処理】 ・平成30年度実績 737t (台風等大雨出水によって海岸漂着物等の回収・処理量が大きく変動)</p> <p>【普及啓発】 ・平成30年度実績(日本海側、内陸部を含む) 参加人数 63万人、回収量 6,594t</p>
<p>モニタリングの留意点等</p>	<p>—</p>
<p>モニタリング結果の分析及び活用の方法</p>	<p>海岸漂着物等の現状の把握と公表による啓発</p>
<p>関係機関等における連携・情報共有の方法</p>	<p>瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進懇話会(兵庫県)での情報共有</p>
<p>現状での課題</p>	<p>【回収・処理】 ・海岸漂着物については法律で処理責任が明確にされているが、処理責任が明確でない漂流ごみ・海底ごみについても処理の推進が必要。 ・海岸漂着物等の回収量は把握できるが、原因や発生源対策のため、組成調査をすると費用が高額になる。</p> <p>【普及啓発】 ・内陸部の活動が海岸漂着物等に繋がることを積極的に周知し、沿岸域以外の県民に対しても海ごみの意識付けが必要。</p>
<p>今後の予定等</p>	<p>【地域計画】 ・海岸漂着物処理推進法に基づき、兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画を改定する予定</p> <p>【回収・処理】 ・日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得て、漂流ごみ・海底ごみの回収の推進を図るため、処理体制の構築を推進 ・今後、瀬戸内海側で1箇所、定点で海岸漂着物組成調査を実施</p> <p>【普及啓発】 ・クリーンアップひょうごキャンペーンを強化し、内陸部の活動と沿岸の活動の連携を図り、海ごみを意識した取組みを推進</p>

取組事例についての発表資料等	兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画及び兵庫県日本海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画の概要
情報提供元	兵庫県 農政環境部 環境管理局 環境整備課